平成２７年（フ）第１５７号
福岡市中央区平尾２丁目20番18―604号
破産者　屋田　智子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４９号
福岡市東区香椎駅東３丁目13番７―401号
破産者　高澤　　洋
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７３６号
福岡市博多区祇園町２番13号
破産者　副田　武稔
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１７号
福岡県大野城市中央１丁目３番46号林アパート101号
破産者　白水真由美
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０４号
北海道江別市あけぼの町20番地　あけぼの団地Ｇ６―33号
破産者　南　　圭太
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０５号
北海道江別市あけぼの町20番地　あけぼの団地Ｇ６―33号
破産者　南　美代子
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１８号
札幌市中央区南10条西６丁目３―10　ＭＯＤＵＬＯＲ中島公園２ｎｄ　101号室、住民票上の住所札幌市清田区真栄４条４丁目４番22号
破産者　加藤　寿志
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
仙台市太白区茂の口18番27号　コーポＫ102
破産者　佐藤　惠美
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
仙台市太白区柳生７丁目20番地の10　Ｐａｔｉｏ　ｉｒｉｓ　Ｅ
破産者　鈴木佳代子（旧姓葛西・西谷）
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
仙台市泉区将監９丁目１番10―302号
破産者　竹谷　ゆか（旧姓森合）
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
宮城県亘理郡山元町大平字藤田６番地　町営藤田住宅10棟３号
破産者　佐々木裕美
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
宮城県岩沼市館下１丁目５番26―302号、従前の住所宮城県名取市植松１丁目４番41号
破産者　及川　浩光
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番地の９　仮設住宅９棟２号室、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字舘下38番地の１
破産者　木皿　昭悦
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
愛知県豊橋市新栄町字一本木19番地１（Ｂ―103)、開始決定時の住所愛知県豊川市行明町小橋202番地
破産者　加藤　公子
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１５号
愛知県豊川市金屋元町１丁目48番地、住民票上の住所愛知県豊橋市入船町58番地
破産者　土岐理恵子
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８６号
山口市徳地船路2188番地８
破産者　藤本　満子（旧姓出口）
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
福岡市南区柏原６丁目16番７―１号セジュール・パルクＡ棟102、破産手続開始決定時の住所福岡市南区平和２丁目27番14―402号
破産者　原田　孝晃
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４２６号
福岡市南区柏原６丁目16番７―１号セジュール・パルクＡ棟102、破産手続開始決定時の住所福岡市南区平和１丁目23番54―207号
破産者　原田　晃次
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２４号
福岡市早良区藤崎１丁目９番５号
破産者　高橋　和廣
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部